

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用承認	
根拠条例等・条項	堺市茶室条例第2条第1項	
所 管 課	文化観光局 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>下記のいずれかに該当するときは、茶室等の使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 茶室等の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) その他茶室等の管理上支障があり、使用させることが不適當であると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	3日間
	標準処理期間を設定できない理由	